

令和8年熊本地震による被災者の方々に対する簡易生命保険契約の 普通貸付金に適用する利率の減免

(注) 2007年9月30日以前にご加入いただいた簡易生命保険契約に適用します。

令和8年熊本地震により災害救助法が適用された地域の被災者の方々に対して、以下のとおり、普通貸付金に適用する利率の減免措置を行います。

1 普通貸付金に適用する利率

(年利率：%)

	〔現行〕	今回の減免措置
貸付期間中	当該貸付請求に係る簡易生命保険契約の効力発生日の 保険料額の計算基礎となった予定利率に相当する利率 (1.00～6.00)	0.00
貸付期間経過後	上記の予定利率に相当する利率に、 同利率の2乗を加えた利率	0.50

※ 貸付期間とは、貸付けを受けた日の翌日からその日を含めて1年の期間とし、その期間が満了する日が非営業日である場合は、その翌営業日までの期間をいいます。また、貸付期間経過後、さらに1年を経過しても貸付金の弁済がない場合には、貸付金の弁済に代えて保険金額等が減額されます。

2 実施日

2026年7月28日(火)以後にご請求のあった貸付けから遡及して適用し、2026年10月31日(土)までにご請求のあった貸付けに適用します。